

学院史資料センター規程

制定 二〇〇〇年一〇月一八日
施行 二〇〇〇年一〇月一八日

改正 二〇〇二年 二月二七日

改正 二〇〇二年 二月 四日

改正 二〇一一年 四月一四日

改正 二〇一二年 七月 一日

(設置および名称)

第1条 本学に立教学院史資料センター（以下「センター」という）を置く。

(目的)

第2条 センターは、立教学院（以下「本学院」という）の歴史および学院関係者の事蹟に関する資料の収集・保存、調査・研究などを通じて、本学院の発展に資することを目的とする。

(事業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 資料の収集、整理および保存
- (2) 調査・研究およびその成果の発表

(センター長およびその職務)

第4条 センターに、センター長1名を置く。なお必要に応じて副センター長を置くことができる。

2. センター長は、センターの業務を統括し、センターを代表する。副センター長は、センター長の指示にもとづき、センター長を補佐する。

3. センター長は、毎年度の終わりに、当該年度の事業経過ならびに次年度の事業計画案を総長に報告し、その承認を得なければならない。

4. センター長は、事業計画に変更の必要が生じた場合、速やかに総長に報告し、その承認を得なければならない。

5. センター長、副センター長は、総長がこれを任命する。

6. センター長、副センター長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

7. センター長、副センター長が任期の途中で退任した場合、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

8. 展示会、講演会、公開講座等の開催

9. 資料の公開およびレファレンスサービス

10. 学院内における立教史の教育に関する業務

11. その他第2条の目的達成に必要な事項

12. その他第2条の目的達成に必要な事項

13. その他第2条の目的達成に必要な事項

14. その他第2条の目的達成に必要な事項

15. その他第2条の目的達成に必要な事項

16. その他第2条の目的達成に必要な事項

17. その他第2条の目的達成に必要な事項

18. その他第2条の目的達成に必要な事項

(運営委員およびその職務)

第6条 センターに運営委員若干名を置き、次の区分により総長が任命する。

- (1) 大学 5名
- (2) 池袋中学校・高等学校 1名
- (3) 新座中学校・高等学校 1名
- (4) 小学校 1名
- (5) 学院本部 1名
- (6) その他センター長が特に指名する者
校友を含む若干名

2. 運営委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条 運営委員は、運営委員会を構成し、センターの運営にあたる。

(運営委員会)

第8条 センターに運営委員会を置く。

2. 運営委員会は、センター長がこれを招集し、その議長となる。
3. 運営委員会は、次の事項を審議する。
 - (1) センターの管理運営に関する事項
 - (2) センターの研究・事業内容に関する事項
 - (3) その他必要と認める事項

(センター員)

第9条 センターには、その事業に従事するセンター員若干名を置く。

2. センター員は立教大学研究所等構成員規程に基づき、次の区分により総長が任命する。

- (1) 本学院の教職員のうちから、運営委員会の議を経てセンター長が推薦する者
 - (2) 本学院の教職員以外のうちから、運営委員会の議を経てセンター長が推薦する者
3. センター員の任期は2年とする。ただし、再任されることができる。

(学術調査員)

第9条の2 センターに学術調査員を置くことができる。

(事務局)

第10条 センターに事務局を置く。

(改正)

第11条 本規程の改正は、運営委員会の議を経て総長がこれを行う。

附則 この規程は、二〇〇〇年一〇月一八日から施行する。

附則 この規程は、二〇〇二年四月一日から施行する。

附則 この規程は、二〇〇二年二月四日から施行する。

附則 この規程は、二〇一一年四月一日から施行する。

附則 この規程は、二〇二二年七月一日から施行する。